



輪紙の意味：企業理念「人とヒト、ひとと社会をつなぐ」という言葉から様々なことを繋げていける紙（情報誌）になること、また繋がることで大きな輪になっていこう（成長）という願いが込められている。

この度、情報誌「輪紙」を発行することになりました。
ちょっとした情報やタメになること、弊社の様々な取組み・活動の様子を発信していきます。

「2020年度 上半期決算報告会」を開催しました!!

下半期の始まりにあたり毎年10月に開催しております。今回は例年より時間を短縮し、感染対策を徹底した上での開催となりました。

各事業部の上半期決算報告と下半期の計画発表や、各社員が上半期の反省と下半期に向けて新たな決意をする大切な場となりました。また、社員発表や運動大会も行われ、社員同士のコミュニケーションを深めることができ、とても貴重な時間となりました。



～新入社員のご紹介と感想～

【札幌 派遣事業部 係長 戸叶 達也】



今回、初めて上半期決算報告会に参加させていただきました。

当社の上半期の実績と下半期の戦略を伺って、改めて自分自身の役割を確認することができました。

その他にも運動大会又懇親会によって皆さんと親睦が深めることが出来て、とても充実した時間になりました。

【旭川 業務管理部 大野 安由実】

初めて上半期決算報告会に参加したのでとても緊張しましたが、札幌の方たちと交流することが出来てとても楽しい時間を過ごすことが出来ました。

報告会を通して、1日も早く仕事を覚えようと改めて意識するようになりました。業務を通して会社に貢献出来るように日々努力していきたいと思えます。



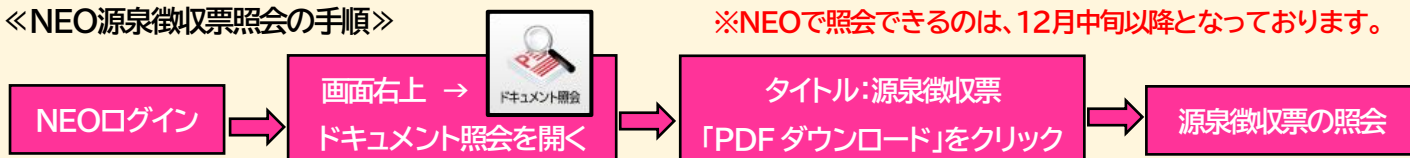
2020年度の源泉徴収票について

今年度からNEOご利用者の方は、源泉徴収票がNEOで照会できるようになりました。今後、NEOご利用者へ源泉徴収票は郵送致しませんので、

NEOにて照会をお願い致します。郵送を希望される方は各営業担当までお申し出下さい。また、NEOのご利用が無い方は、例年通り賃金明細書と同封し12月に郵送致します。

≪NEO源泉徴収票照会の手順≫

※NEOで照会できるのは、12月中旬以降となっております。



労働災害(労災)とは・・・

労働者の業務上または通勤途上の負傷・疾病・障害・死亡のことです。
 労災は下記の2つに大別されます。

① 業務労災…労働者の業務上の負傷・疾病・障害・死亡

- 例・介護の業務中にぎっくり腰(急性腰痛)になった
 ・オフィスの段差につまずいて転倒・骨折した
 ・残業時間や責任の増加などによってうつ病を患った

② 通勤労災…労働者の通勤途上の負傷・疾病・障害・死亡

- 例・通勤途中で駅の階段から足を踏み外した
 ・車で出社途中に対向車とぶつかった
 ・休憩時間中に食事を取るために入った飲食店で怪我をした



⚠️業務災害の注意点⚠️

労災で受診する場合は、健康保険証を使用せず、労災保険から治療費が支払われます。どこの病院でも受診はできますが、手続きが煩雑になるため、可能な限り労災指定病院を受診するようにしましょう。最寄りの労災指定病院を把握して、すぐに受診出来るように準備しておきましょう！

～労災指定病院で治療を受けた場合～

治療費は、病院から労働基準監督署に請求。
 患者は支払いの必要なし。

～やむを得ず労災指定病院以外で治療を受けた場合～

治療費は一旦社員(患者)が立て替えて支払います(※10割負担)
 後日、治療費が現金で支給される。

⚠️通勤災害の注意点⚠️

通勤災害は通勤と相当因果関係がなくてはなりません。

【通勤定義5要件】

- ①就業に関係している ②住居と就業場所との往復 ③通勤が合理的な経路/方法
 ④通勤途中に逸脱/中断がない ⑤業務の性質がない(業務災害に該当しない)

【労災保険指定病院検索サイト】



<http://rousai-kensaku.mhlw.go.jp/>

労災の補償

業務が原因で怪我・病気になった場合で、連続して3日以上仕事を休んだ場合、治療にかかった費用と休業中の賃金の補償が受けられます。

●「療養(補償)給付」は、無料(通勤災害は初診時 200円負担)で、業務中や通勤中に怪我や病気をして療養が必要になったときの治療費を治療するまで受けられる制度です。

●「休業補償給付」は、休業4日目から給付基礎日額(直近3か月の賃金日額)の80%が補償されます。休業3日目までは使用者が休業補償として平均賃金の60%を支払い義務があります。ただし、通勤災害は適用されません。

🔑 労災を防ぐための4つの鍵 🔑

◇職場巡視の徹底 事故に繋がりがやすい箇所を発見し改善に繋げていく。巡視ごとに改善箇所をピックアップし改善報告まで実施すると効果的です。

◇過重労働面談の実施 長時間労働をしている従業員(特に月100時間以上の時間外労働)には産業医面談を実施、心身症状がある場合は、産業医に「就業意見書」の作成をしてもらう。

◇健康診断と健診事後措置の徹底 定期健診は、高血圧や糖尿病等の病気事前に発見することができます。健診結果は、産業医に確認してもらい、受診勧奨や保険指導を実施しましょう。

◇ストレスチェックの実施 表面化していないメンタル不調者へ気づきを促し、集団分析から職場改善へ繋げていきましょう。

産業医からのアドバイス

労災は、職員の方一人一人が気をつけなければなりません。発生してしまった時は、上司の方と相談して適切に対応することが大切です。